

「埼玉IBDの会」会則

(名称)

第1条 「埼玉県炎症性腸疾患患者の会」である本会は、「埼玉IBDの会」と称する。

(目的)

第2条 本会は以下の目的のために結成される。

- (1) 埼玉県の炎症性腸疾患患者相互の交流及び情報交換
- (2) 病気に関する情報の伝達
- (3) 非常災害時の相互扶助

(活動)

第3条 本会は、次のような活動を行う。

- (1) 総会
- (2) 交流会、研修会、レクリエーション大会などの行事の開催
- (3) 埼玉IBD通信の発行
- (4) 全国IBDネットワーク加入団体、埼玉県障害者協議会等への加入団体としての活動

(所在地)

第4条 本会の所在地はこれを代表宅に置く。ただし、郵便物の受け取りは、埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター1階 団体交流室内 埼玉IBD 宛で行う。

第5条 事務局及び会計については、第10条記載の役員宅に置く。

(構成)

第6条 本会は、埼玉県内の炎症性腸疾患(クローン病、潰瘍性大腸炎)の患者及びその家族などを中心として組織される。

第7条 本会の会員登録は、本人の任意加入とし、入会届の提出を持って会員とする。なお、退会の際は事務局に連絡をするものとする。

(総会)

第8条 総会は原則として、1年に1回開催とする。ただし、必要のある場合は、臨時総会を開催することができる。

第9条 総会は本会代表がこれを召集する。

(役員)

第10条 本会は会員のうちから次の役員を選出し、運営委員会を構成する。

代表

副代表

運営委員(事務局スタッフ)

会計・会計監査・書記・他

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第12条 (1) 本会の運営は代表以下の運営委員会で行う。

(2) 運営委員会のうちから会計担当1名ないし2名を選任し、会計事務を委任する。

(ミニ交流会)

第13条 本会は、第3条に示した活動の他、会員有志による地域別・病院別などのグループによるミニ交流会を随時開催することができる。開催にあたっては、総会などで全会員に周知するとともに、活動の様子も埼玉IBD通信などで報告する。

(顧問、名誉会員)

第14条 本会では、運営委員会の推薦によって、顧問及び名誉会員をおくことができる。

(会費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を持って支弁する。

第16条 本会の会費は、会員1名につき、1年分2,000円とする。1年を経過しても会費未納の場合は、退会したものとみなし、案内通知などの発送はしないこととする。

(会計)

第17条 本会の会計年度は4月1日から次年の3月31日までとする。

第18条 代表は、会計担当者とともに、会計年度終了後、当該年度に関わる報告書を作成しなければならない。

(付則)

第19条 本会則において定めなき事項については、運営委員会の決議により処理し、会報などで報告することとする。

第20条 会員は氏名、住所、電話番号に変更があった場合、直ちに通知しなければならない。

第21条 本会を利用しての政治活動及び宗教活動は一切禁止とする。また、営利を目的とした勧誘行為もしてはならない。なお、これらに反した会員に対して、運営委員会は、本会からの除名をすることができる。

第22条 会員相互のプライバシーの保護には慎重な配慮をする。

第23条 本会則は、運営委員会及び会員の提案により、総会において改正することができる。

(賛助会員)

第24条 この会の趣旨に賛同し、共に活動する法人、団体、個人等を賛助会員とする。また、賛助会員の年会費は、1口3,000円とし、任意の口数とする。尚、所定の申込書の提出並びに会費をし、賛助会員とする。

以上

改定履歴

日付	改定箇所	改定前	改定後
H12. 5. 28	全条項	/	制定
H14. 5. 12	第5条	本会は、埼玉県内の炎症性腸疾患（クローン病、潰瘍性大腸炎）の患者及びその家族等を中心として組織される	本会は、埼玉県内の炎症性腸疾患（クローン病、潰瘍性大腸炎）の患者及びその家族などを中心として組織される
H14. 5. 12	第6条	総会は原則として、2年に1回開催とする	総会は原則として、1年に1回開催とする
H14. 5. 12	第12条	本会は、第3条に示した活動の他、会員有志による地域別・病院別等のグループによるミニ交流会を随時開催することができる。開催にあたっては、総会等で全会員に周知するとともに、活動の様子も埼玉IBD通信等で報告する	本会は、第3条に示した活動の他、会員有志による地域別・病院別などのグループによるミニ交流会を随時開催することができる。開催にあたっては、総会などで全会員に周知するとともに、活動の様子も埼玉IBD通信などで報告する
H14. 5. 12	第15条	本会の会費は、会員1名につき、1年分2,000円とする。1年を経過しても会費未納の場合は、退会したものと見なし、案内通知等の発送はしないこととする	本会の会費は、会員1名につき、1年分2,000円とする。1年を経過しても会費未納の場合は、退会したものとみなし、案内通知などの発送はしないこととする
H19. 7. 1	第4条	本会の事務局はこれを代表宅に置く	本会の事務総括はこれを代表宅に置く。但し、事務局及び会計については、第9条記載の役員宅に置く
H20. 5. 11	第17条	レクリエーション大会、ミニ交流会など、希望参加制の行事には、本部会計からの金銭的な補助はしない。なお、全国IBDネットワークに本会の代表として参加する場合の必要経費は、本部会計から支出する。	本条項を削除
H29. 5. 14	第24条	/	この会の趣旨に賛同し、共に活動する法人、団体、個人等を賛助会員とする。また、賛助会員の年会費は、1口3,000円とし、任意の口数とする。尚、所定の申込書の提出並びに会費をし、賛助会員とする。
H29. 5. 14	第3条	全国IBDネットワーク加入団体	全国IBDネットワーク加入団体、埼

		としての活動	玉県障害難病団体協議会等への加入 団体としての活動
R7. 1. 25	第3条	全国IBDネットワーク加入団 体、埼玉県障害難病団体協議会等 への加入団体としての活動	全国IBDネットワーク加入団 体、埼玉県障害者協議会等への加入団 体としての活動
	第4条	本会の事務総括はこれを代表宅に 置く。但し、事務局及び会計につい ては、第9条記載の役員宅に置く。	本会の所在地はこれを代表宅に置く。 ただし、郵便物の受け取りは、埼玉県 さいたま市浦和区大原 3-10-1 埼玉 県障害者交流センター1階 団体交 流室内 埼玉IBD 宛で行う。
	第5条		事務局及び会計については、第10条 記載の役員宅に置く。
			条番号の整理